

## 愛知県環境審議会水質部会（平成 23 年度第 4 回）会議録

### 1 日時

平成 24 年 1 月 31 日（火）午後 2 時から 3 時 40 分まで

### 2 場所

愛知県自治センター 5 階 研修室

### 3 出席者

#### （ 1 ）委員（12 名）

木村部会長、那須委員、松尾委員、石附専門委員、井上専門委員、湯地専門委員、足立特別委員（代理：中部地方整備局企画部環境調整官）、荒川特別委員（代理：中部経済産業局資源エネルギー環境部環境・リサイクル課長）、甲斐特別委員（代理：中部運輸局交通環境部計画調整官）、木田特別委員（代理：第四管区海上保安本部警備救難部環境防災課専門官）、三宅特別委員（代理：名古屋国税局課税第二部主任鑑定官）、森特別委員（代理：東海農政局農村計画部資源課環境保全官）

#### （ 2 ）事務局（14 名）

（愛知県環境部）渡邊技監

（水地盤環境課）杉本課長、大矢主幹、岩田主幹、戸澤課長補佐、石黒課長補佐、鈴木主査、棚橋主査、柴田主任、成瀬主任、中村技師、河田技師、野田技師

（環境調査センター）水野水圏部長

### 4 傍聴人等

傍聴人なし、報道関係者なし

### 5 議事

- ・ 会議録への署名は、石附専門委員、井上専門委員が行うこととなった。

#### （ 1 ）境川等水域における水生生物保全環境基準の水域類型の指定に関する調査結果等について

- ・ 事務局から、資料 1 - 1、資料 1 - 2、参考資料 1 及び参考資料 2 に基づき、境川等水域における水生生物保全環境基準の水域類型の指定に関する調査結果等について説明があった。

#### < 質疑応答 >

[ 那須委員 ] 亜鉛の調査結果にばらつきがあるが、亜鉛は地質に依存するものなのか、それとも工場等があってばらつきが出るものなのか。

[ 事務局 ] 亜鉛の排出源は、多岐に渡っている。食品や日焼け止め、シャンプー等の日用品に使われているため、生活排水にも含まれている。また、金属製

品製造業の亜鉛めっきや金属の表面処理後の洗浄水等の工場排水からも排出される。それ以外にも、タイヤにも使われているため、道路排水からも排出される。

[井上委員]基本的には、環境基準値の10分の1まで測定するという事になっているが、全亜鉛は資料の中で例えば0.03mg/lの下の桁が無いのだが、これは、測定が難しいということか。

[事務局]亜鉛については、平成18年度までは小数点第二位までしか測定していなかったが、平成19年度以降については小数点第三位まで測定している。しかし、資料1-2では過去5年間の平均であるので、小数点第二位までの記載としている。

[井上委員]環境基準値を超過している境川、逢妻川では、5年間で上がっている傾向にあるのか、下がっている傾向にあるのか。

[事務局]逢妻川については、あまり変動はない。境川については、若干であるが下がり気味の傾向にあり、状況によっては、来年度以降の類型指定の達成期間の審議の中で、直ちに達成となるかもしれない。

[木村部会長]全亜鉛濃度が環境基準の0.03mg/l程度になっているが、達成期間は直ちに達成となっている河川がある。これらは大丈夫か。

[事務局]長田川については、平成18年度に少し高い数値が出ており、それによって、平均値は0.03mg/lになっているが、近年は0.03mg/lを下回っており、問題ないと考えている。

朝鮮川については、平成19年度、20年度は超過しているが、直近の平成21年度、22年度は達成しており、この傾向から、直ちに達成としている。

[中部地方整備局]資料1-2で、境川上流に水道利用がありとなっているが、その実態はどのようになっているのか。

[事務局]境川の上流域に刈谷市が浄水場を持っている。実態としては、伏流水を取水していると聞いているが、水利権を持っているため、河川本流からの取水も可能である。そのため、水道の利用があるという位置付けになっている。

[井上委員]亜鉛の濃度について、逢妻川が高いというのは、どのように考えているのか。また、5年間で0.03mg/l以下に下げられる見込みはあるか。

[事務局]逢妻川については周辺に事業場が多数あり、その影響から全体的に高くなっているのではないかと推定している。

亜鉛の排水基準については、5mg/lから2mg/lへの引き下げがあったが、一部の業種については、暫定排水基準として5mg/lが適用されていた。平成23年12月に一部の業種で暫定排水基準が廃止され、排水基準として2mg/lが適用された。また、一部の業種は暫定排水基準が平成28年までとなっているため、こうした効果も含めて、5年以内に達成とした。

[木村部会長]事務局に確認したいのだが、議事1に関しては、類型(案)の承認を求めているのか。

[事務局]今回は、境川等水域の基礎調査結果について報告し、検討をお願いしたものである。

今年度、名古屋市内水域の基礎調査を実施しているが、これで県内の河川については全水域の基礎調査が終了する。来年度は、名古屋市内水域の調査結果を報告することとなる。

それ以降に、全県下の状況を踏まえて、改めて、類型及び達成期間の審議を行ってもらうこととしたい。

(2) 平成24年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について

- ・ 事務局から、資料2に基づき、平成24年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について説明があった。

< 質疑応答 >

[湯地委員] 資料2の8ページに「定期モニタリング(継続監視)調査」という言葉がある。調査の中身からすると「継続監視」というのはわかりやすいが、「定期モニタリング」というのは用語として決まっているのか。

[事務局] 国が示す地下水質の測定方法のマニュアルの中で使われている言葉であり、違和感があるかもしれないが御了承いただきたい。

[井上委員] 公共用水域の水質調査は民間に委託して行っているのか、それとも県環境調査センターで行っているのか。

また、河川の場合は、晴天時に実施することになっていると思うが、それは守られているのか。

[事務局] 公共用水域の調査は、一部の調査地点は委託で行っており、その他の調査地点は県が直接行っている。県が調査する地点について、河川は環境調査センターが、海域は水産試験場が行っている。基本的な考え方として、環境基準を達成している地域は委託で行うこととしており、例えば、油ヶ淵周辺地域等については県が行っている。

調査日は、可能な限り雨の影響があまりない日に行っているが、少雨の時に行う場合もある。基本的な考え方としては、晴天時に行うこととしている。

[井上委員] 他の自治体から、委託業者が変わって、調査結果の継続性に問題がある場合があると聞いているので、財政上難しいかもしれないが、愛知県では可能な限り県が直接調査を行ってほしい。

また、現在国では環境基準の見直し等が行われており、私はその検討会の委員になっているが、異常値等の扱いについてどうするか、という点が難しい。異常値等を除外しようとする、さかのぼって、どういう時に調査を行ったか、といったことを検討しなければならない。環境基準の調査は晴天時に行い、降雨時を含まないものとして決められているので、そういったデータが取得できるよう、お願いしたい。

[事務局] 水質調査は、できるだけ県が直接実施したいとは考えている。なお、本県では、委託を行う場合、環境調査センターが委託業者の精度管理を実施しており、採水方法の確認、クロスチェック、ラボの立入等を行うことにより、調査結果の精度が確保できるよう努めている。

採水については、基本的には晴天時に行いたいと考えている。

[ 那須委員 ] 地下水質の定期モニタリング調査について、平成 23 年度の調査結果で汚染の改善が確認された地点の調査を終了するということが、汚染の改善がある程度継続的に観測されてから調査を終了する方がよいのではないかと。一度良くなったからそれで大丈夫ということとはなかなか難しい。

[ 事務局 ] 平成 23 年度の単年度で環境基準を下回った場合を汚染の改善とみなしているわけではなく、3 年以上連続して環境基準を達成していることをもって汚染の改善とみなしている。

[ 木村部会長 ] 汚染された井戸が見つかった場合、その原因とはどのようなものか。

[ 事務局 ] 地下水質測定計画による調査で判明する汚染は、最近ではほとんどが硝酸性・亜硝酸性窒素によるもの、もしくは尾張地域における砒素によるものである。県内全域でみられる硝酸性・亜硝酸性窒素の汚染については、地表起源であるということと言えるが、家庭排水や工場、農業といった原因の特定に至らないことが多い。尾張地域における砒素の汚染については、この地域には御嶽山の火山灰を含む地層があるため、周辺の工場・事業所等で調査を行い、特に汚染原因が見つからない場合は、自然原因であろうと推測している。

その他に、土壤汚染対策法の土壤調査等の関連で見つかった工場・事業所における地下水汚染について、事業者から年間十数件程度の報告を頂いている。これらの汚染に関しては、客土由来と推定されるもの、原因不明のもの等があるが、3 割から半分ぐらいはその工場が使用していた物質に由来するものであるといった状況である。

### ( 3 ) その他

- ・ 事務局から、資料 3、資料 4 に基づき、国による伊勢湾の水生生物保全環境基準の類型指定の検討及び水生生物環境基準の項目追加の検討状況について説明があった。

#### < 質疑応答 >

[ 井上委員 ] ノニルフェノールについて、愛知県で調査をする計画はあるのか。

[ 事務局 ] ノニルフェノールの調査は、平成 10 年度から内分泌かく乱化学物質調査の一環として行っている。以前は複数の調査地点で行っていたが、あまり検出されない状況が把握できたため、現在は日光川の日光橋の 1 地点で年 1 回測定を実施している状況である。環境基準項目になったときには検討する。

[ 中部地方整備局 ] 資料 3 で国による伊勢湾の水生生物保全の類型指定の検討状況について報告を受けたが、資料 1 - 1 の検討予定のところに三河湾の記載がない。今後、三河湾の水生生物保全環境基準に係る類型指定は、どのように進めていくのか。

[ 事務局 ] 三河湾については、愛知県知事が類型指定を行うことになっており、国の伊勢湾の検討状況も踏まえて、三河湾も検討をしなければならないと考えている。調査の方法が、海域と河川とでは違うので、指定に向けた調査方

法も含め、今後検討していきたい。

[ 中部地方整備局 ] 資料 2 の公共用水域の水質測定計画に基づく調査以外にも、調査を行うことが必要ということか。このデータを使えば指定ができるというものではないのか。

[ 事務局 ] 基本的には、類型指定のために別途調査を行うことを考えている。調査内容として現地調査が必要になるのか、文献調査やヒアリング調査になるのか、ということは今後検討したい。

[ 木村部会長 ] 伊勢湾の水生生物保全環境基準に係る類型指定について、三重県側は水深が 10 メートル以内というのが特 A になっており、愛知県側については、一部 30 メートルの海域があるということであるが、どういうことか。

[ 事務局 ] 伊勢湾内の特 A は、大部分が水深 10 メートル以浅である。知多半島の南部の一部は外海の水が入りやすく、貧酸素水塊の影響を受けにくいいため、この部分については、30 メートル以浅という案になっていると聞いている。伊勢湾の湾口部分の一部についても、30 メートル以浅となっている。

[ 木村部会長 ] こういう区切りは、愛知県でも意見等を出したのか。

[ 事務局 ] これは、国の中央環境審議会の専門委員会で、全て審議をしており、愛知県に対しての意見照会等はなかった。

[ 木村部会長 ] 三河湾についても、水深等の検討をしなければならないのか。

[ 事務局 ] 三河湾は、平均水深が 9 メートル程度であり、一番深いところでも 20 メートル弱の非常に浅い海域である。伊勢湾と同様の考え方で指定を行っていいのか、ということもある。また、湾内全部を特別域に指定するのはよくないと、国から聞いている。こうしたことも踏まえて、考え方を整理する必要がある。

[ 木村部会長 ] 資料 3 , 4 の内容について、平成 24 年度から、水質部会として具体的に検討していくということなのか。

[ 事務局 ] 今後の国の検討状況を踏まえて、委員の方々には御検討いただくことになる。

[ 松尾委員 ] 河川の水生生物の類型指定のスケジュールは決まっているのか。

[ 事務局 ] 来年度、最後の基礎調査結果である名古屋市内水域の調査結果をご報告する。その後、全体の状況をみながら、審議をしていただく予定にしている。審議は、全ての水域を一括して審議いただくのか、それとも水域ごとに審議いただくのかは、全体の状況をみながら考えたい。まずは全体の状況を把握していただき、その先に進めたい。

[ 松尾委員 ] 類型指定にあたって、河川整備計画との整合性は考えているか。

[ 事務局 ] 水生生物の類型は、魚種によって決められるものであり、河川整備計画とは直接関わらないものとして、指定を行う予定である。

[ 松尾委員 ] 河川整備計画の中に、環境に関する記述がある。それとかけ離れてしまう可能性があることについて、どう考えているのか。

[ 事務局 ] 将来のことも考慮する必要はあるが、類型指定は、現況調査を基本に考えている。現況調査では、河川的主要な構造物等も調査している。

[ 松尾委員 ] 向こう 30 年の計画である河川整備計画は、必ずしも考慮に入れず、

現況の基礎調査結果を用いて指定を行うという理解でよいか。

[事務局] 原則的には、現況の状況で類型指定を行う。水生生物の環境基準に限らず、環境基準は当初に決めたものから変わらないわけではない。

- ・ 事務局から参考資料3に基づき、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画の環境大臣同意について、説明があった。